

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号） 第13条第2項	連帯保証人の変更の承認	建築住宅課

- 1 審査基準は、変更後の連帯保証人が盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第13条第1項の要件を備えていることを承認の基準とする。
- 2 盛岡市市営住宅条例施行規則（平成9年9月30日規則第40号）第6条に定める連帯保証人を立てないことを承認する審査基準は、次のいずれかに該当する者であることとする。
 - （1）市長が適当と認める家賃債務保証事業者と家賃債務保証契約を締結した者
 - （2）生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者であり、保護の実施機関から、同法第37条の2の規定に基づき、当該入居決定者が支払うべき家賃を当該入居決定者に代わり支払う制度を活用する者
 - （3）その他、市長が適当と認める者
- 3 標準処理期間は、15日とする。